

別紙 - 3 料金の額及びその徴収期間
別添 3 について次のように改める。

東北縦貫自動車道弘前線のうち、

「			「			
		矢板			上河内スマート	矢板
宇都宮		17.2	」を	宇都宮	7.9	17.2
						」に、

「		白河	「			白河
那須		17.2	」を	那須	那須高原スマート	-
					8.0	17.2
						」に、

「		泉	「			泉
仙台宮城		13.7	」を	仙台宮城	泉PAスマート	3.5
					10.2	13.7
						」に改める。

東北横断自動車道いわき新潟線のうち、

「		会津坂下	「			会津坂下
会津若松		14.9	」を	会津若松	新鶴スマート	7.7
					7.2	14.9
						」に改める。

日本海沿岸東北自動車道のうち、

「		豊栄新潟東港	「			豊栄新潟東港
新潟空港		9.1	」を	新潟空港	豊栄スマート	-
					2.5	9.1
						」に改める。

関越自動車道上越線のうち、

「		佐久	「			佐久
碓氷軽井沢		18.8	」を	碓氷軽井沢	佐久平スマート	3.0
					15.8	18.8
						」に改める。

北陸自動車道のうち、

「

	上越	
柿崎		17.9

」を「

		上越
	大湊スマート	8.6
柿崎	9.3	17.9

」に改める。